

阿部論文へのコメント I

鈴木 亘

1 総括

年金未納・未加入問題は、今回の年金改正でも大きな焦点のひとつであり、時機を得た大変有用な研究である。未加入問題の先行研究としては、既に阿部(2001)、鈴木・周(2001)などがあるが、特に筆者も著者の一人である鈴木・周(2001)においては、公的年金の世代間不公平に対応して若い世代ほど未加入率が高いということが示されており、通説を裏付ける政策的に重要なメッセージとなった。しかしながら、岩本・大竹・小塩(2002)の対談の中で、大竹教授が指摘しているように、鈴木・周(2001)の分析はクロスセクションデータによるものなので、未加入率への効果が世代による効果なのか、年齢による効果なのか分離できないという問題を抱えていた。この点、今回の阿部論文では、個人記憶によるパネルデータを用いて、両者を区別することに成功しており、非常に大きな改善である。また、Duration Analysisを使うという点も、斬新であるが極めて自然で適切なアプローチであり、高く評価できる。

さて、そのような利点を持ったアプローチから得られた結論は、「コホートが上がるほど未加入が多くなるという通説は、データでは確認できない」という筆者にとって意外なものであった。もしこれが事実であるとすれば、年金空洞化の原因として公的年金の巨額の世代間不公平が重要ではないことになり、まさに通説を覆す政策的に大変重要な成果である。

ところで、通常、未加入率を定義する際には、1号被保険者と未加入者の合計に対する未加入者の割合をとる。先行研究の鈴木・周(2001)論文においても1号被保険者と未加入者を分析サンプルとしているが、阿部論文の分析には、厚生年金加入者も共済年金加入者も含んでいる。これらの人々は就業後に未加入でいられる選択肢はそもそも存在しないことから、一見すると、適切なサン

プル選定なのかどうか疑問に見る向きもあるかもしれない。実はこの点は表2に記述されているように、Censoringを入れたDuration Analysisを用いることにより、就職後について2号被保険者や3号被保険者が脱落するように巧妙にモデリングされている。技術的にも非常に高いレベルの論文と評価できる。

2 コホート効果が存在しないという点について

しかしながら、未加入行動にコホート効果が観察されないという重大な結論を導くに当たっては、いくつか留保すべき疑問点があるので、それを順にコメントしたい。

第一の点は、図3をみるとわかるように、初期時点の未加入率はその後の未加入率と大きく異なっていることから、平均値として定数項差に現れるStratified Modelのコホート効果では、初期時点の差が大きく反映されてしまうのではないかという疑問である。例えば図3では、初期時点の20歳で既に大きなコホート間の格差が存在しており、若いコホートほど未加入率が低くなっている。しかしながら、初期時点から2・3年の間に急激に未加入率は減少し、25歳から35歳くらいの間では初期時点の関係は逆転し、最も若いコホートの未加入率が一番高く、順に未加入率が低くなっている。つまり、初期時点直後を除いてはむしろ通説を支持する結果のようにもみえるのである。阿部論文が用いたStratified Modelでは初期時点の効果を大きく反映し、その後の逆転の効果を相殺して余りあるものにしてしまうのではないかと思う。問題は、20歳の初期時点直後とその後のどちらが、論文の問題設定として重要なかという点である。筆者は25歳以降も若いコホートで未加入者が多く残っているという事実の方が以下の理由で初期時点直後の効果よりも重要なのではないかと思う。

初期時点において若いコホートほど未加入率が低い要因は、①経済成長により20歳直後の本人所得水準が上がってゆくこと、②平成元年の学生の加入制度改正、③様々な加入促進措置などが考えられる。このうち、②の学生の加入は親が肩代わりしている場合も多く、また、申請はするが実際には免除されるという「未加入から未納へのシフト」が起こっているだけとも見ることができる。つまり、本来未加入者となるはずの人々が制度要因で単に未納者に衣替えしただけであるのかもしれない。③も同様の未納シフトの効果がある。この場合、②③の要因はむしろ取り除いて通説の検証を行うべきであり、うまくコントロールするか¹⁾、例えば就業後のサンプルに限定した分析を加えてみるなどしてはどうであろうか。少なくとも、初期時点をあまり強調するような推定方法だけではバランスに欠くように思われる。

第二に、第一の論点と密接に関連することであるが、筆者は、学生をサンプルに入れることの妥当性に疑問を持つ。もちろん、学生の未加入行動も視野に入れたいという論文の趣旨からみれば当然なのかもしれないが、昔と今では大学進学率も異なるし、年金加入に関する制度も異なる。また、著者自身も触れているように、学生を分析視野に入れるには、サンプルに現在の学生層が含まれていないという問題もある。むしろ、就業後のDurationを分析対象にしたほうが、空洞化の通説や先行研究と直接比較し得るという面で適切なのではないだろうか。また、学生期間の加入行動は肩代わりをする親の意思決定や状況が入るなど、就業後の本人が決定する行動とは異なっていると思われる。両者が別の確率過程にしたがっているのであれば、Duration Analysisとしてひとつの確率モデルを当てはめることが適切とは思えない。確率過程の差を工夫したり、就業後のDurationに限った分析も提示してみてもどうか。また、就業後のサンプルでは、高卒では18歳から、大卒・大学院卒では22歳やそれ以上となるから、コホート効果と年次効果が区別できない²⁾という著者が触れている問題点もある程度緩和することができる利点がある。

第三の点は、筆者自身もどうすべきか提案できないコメントであるが、図2や図3を見る限り、コホート間でSurvival分布はかなり異なっているように思える。このうち女性の図2は平行移動がかかっているだけのようにも見えるが、図3の男性の分布は直近の1967-71年生まれのコホートの違いが著しい。少なくとも、同一の分布が果たして当てはめられるかどうかをチェックすべきであろう。もし、当てはめられないとなった場合、同一の分布を当てはめていることがどのように影響するのだろうか。

第四の点は、サンプルのバイアスである。若いうちは独身者ほど未加入率が高いと想像されるが³⁾、著者も注7)で触れているように、男性サンプルは全て既婚者であるため、男性の若いサンプルは結婚時期が早い加入率が高いサンプルを取り出していると思われる。この点がコホート効果が観察されないように影響している可能性もある。

3 結 語

阿部論文は未加入行動について先行研究や通説を覆す大きな結論が得られており、今後の研究にとって大きな問題提起となった。しかし、結論のメッセージが大きいゆえに、今後、本コメントをはじめとして多くの批判や疑問にさらされるであろう。それに対して、著者自身もしくは他の研究者が検証・再検証を繰り返し、このテーマを発展させてゆくことを期待したい。

注

- 1) もちろん平成元年の改正の効果は説明変数としてコントロールされている。しかしながら、コホート効果も同時にコントロールしていることから、それがどの程度機能しているかどうかはわからない。また、その後の制度普及や改正で学生の申請がしやすくなっていったり、減免などにより未納にシフトした要因は考慮されていない。
- 2) コホート効果と年次効果と年齢効果は1次独立していない。この点を著者は、注15)において「コホート変数については、その影響がコホート(世代)特有のものなのか、また、そのコホートが卒業した年の経済状況など年代の影響によるものかを区別することが困難である。本分

析においては、「失業率の前年との差」の変数を含めることにより、年代特有の経済状況をコントロールすることを試みているが、この変数のみでそのコホートが面する経済状況をすべて把握しているとはいえず、コホートによる効果が年による効果を含んでいる可能性は大きい。」と触れている。

3) もっとも、表3の推定結果では「配偶者有り」のダミー変数が何れもプラスで有意であり、婚姻者が未婚者よりも加入確率が低いという不思議な結果となっている。

参考文献

阿部 彩 (2001) 「国民年金の保険料免除制度改正：未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』No. 43, 134-154。

岩本康志・大竹文雄・小塩隆士 (2002) 「座談会：年金研究の現在」『季刊社会保障研究』Vol. 37, No. 4, 316-349。

鈴木 亘・周 燕飛 (2001) 「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』No. 42, 2001.3, 44-60。

(すずぎ・わたる 大阪大学助教授)

阿部論文へのコメント II

清水時彦

はじめに

平成14年度の国民年金の納付率は62.8%と過去最低を記録した。「未納・未加入」は、現行制度の根幹に拘わる問題として、徹底した対策によりその解消が求められている状況にあり、効果的な施策を立案するための分析手法の確立が急がれている。このような中であって、本論文は、国民年金の加入・非加入の規定要因を統計的に分析した大変意欲的かつ政策的なインプリケーションにも富んだ意義あるものといえる。

加入資格の制度的取扱いと未納

国民年金の資格の適用に関する制度的な事項を以下に簡単に整理しよう。まず、平成3年度から、それまで任意加入であった学生が強制加入とされたが、当時は、法的には強制加入であっても、実際の適用は本人の自発的な届出に基づいて行われていたため、顕著な効果はなかった。社会保険庁としての本格的な未加入者対策は、平成7年度から段階的に行われた適用促進策の実施である。具体的には、平成7年度から、新たな20歳到達者に対して、年金手帳の送付による職権適用を実施するとともに、それまでの未加入者に対しては、国保加入者を中心に3年間で計画的に職権適用を実施した。この結果、国民年金第1号未加入者は、平成7年の158万人から平成13年には63万人まで減少するに至り、現在では未加入者問題は概ね

解消の方向に向かっている。なお、社会保険庁が実施している「公的年金加入状況等調査」における「未加入者」は、公的年金に未だ加入したことのない者であり、例えば厚生年金の被保険者資格を喪失して、第1号被保険者の資格取得届出が一時的に遅れているような「非加入者」とは区別されている。これに対し、本論文においては、後者の非加入者も含め、公的年金に加入していない状態の者を全て「未加入者」と定義している。また、論文にもあるように、「未加入」の判定は本人の回答に基づくため、未加入と未納が渾然一体となっている可能性があることにも留意が必要であろう。

さて、このように職権適用された被保険者は、そもそも自発的には加入しなかった者であり、被保険者資格を得ても保険料納付まではなかなか至らない。このため、未加入者の強制的な解消は、一方で未納者の増大、保険料納付率の低下を招くこととなった。すなわち、未加入者への職権適用が的確に実施されている現状では、未加入のみにターゲットを絞った分析よりは、未納を中心においた分析が重要になってきているものといえる。

しかし、このことは本論文の価値を下げるものではない。本論文の分析対象データには、職権適用が始まった平成7年度以降に20歳になるコホートは含まれておらず、それ以前の公的年金への加入は、自発的な加入を意味し、それは